

## 1 目的

いじめは決して許されないことであり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。千葉県立長狭高等学校（以下、本校）では、「いじめ防止対策推進法」を遵守し、本校生徒の尊厳を保持し、同生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目的として、「千葉県立長狭高等学校いじめ防止基本方針」（以下「いじめ防止基本方針」）を定める。

## 2 いじめの定義

いじめとは、本校に在籍する当該生徒に対して、本校に在籍する等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめ防止対策組織

本校におけるいじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ防止対策委員会」（以下「対策委員会」）を設置し、運営・対応により組織の構成を以下のとおりとする。

### （1）全構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任（全日制のみ）、生徒指導部担当職員、保健主事、養護教諭、教育相談担当（全日制のみ）、学級担任、部活動顧問、情報担当職員

必要に応じて校長が指名する者（特別支援教育コーディネーター、セクハラ相談員、警察関係者、弁護士、学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）

### （2）日常的・事務的業務における構成員

教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当職員、保健主事、教育相談担当、養護教諭

### （3）いじめに係る事案発生時の対応構成員

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当職員、保健主事、教育相談、養護教諭、関係学年主任（全日制のみ）、関係学級担任、必要に応じて、関係部活動顧問

### （4）重大事態への対応構成員

全構成員及び県教育委員会との連携により対応する。

## 4 いじめの未然防止

健全な社会性を育み、過度な競争や緊張を強いることのない、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していけるように、すべての教職員がいじめの未然防止に取り組むこととする。

(1) いじめについての共通理解

- ア 職員は、校内研修・職員会議等でいじめについて理解し認識を深めるよう努める。
- イ 全校集会・学級活動・総合的な探究の時間等で、教職員がいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ウ 外部講師等による職員研修・保護者対象研修等を実施し、いじめ（ネット上におけるいじめを含む。）についての理解を深める。また、PTA行事等でも啓発活動を行う。
- エ 以上ア～ウの事項について、年間指導計画に従って実施する。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア 体験活動・読書活動の推進により社会性を育む。
- イ 社会体験・生活体験により、他人の気持ちを共感的に理解できる情操を培う。
- ウ 道徳の授業や学習活動をとおして、暴力・暴言によっては、何事も解決しないことを学ばせる。
- エ 外部講師等による講話等により、道徳教育・人権教育を推進する。
- オ 以上ア～エの事項について、年間指導計画に従って実施する。

(3) いじめが生まれる背景を考慮した指導

- ア 学習上の困難な状況が過度なストレスとならないよう、わかりやすい授業作りを進める。
- イ 教職員の不適切な認識や言動・体罰が、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。
- ウ 障害（発達障害も含む。）について適切に理解し、人権教育や特別支援教育を取り入れた指導に努める。

(4) 自己有用感・自己肯定感の育成

- ア 学校の教育活動全体を通じ、他者の役に立っていると感じることをできる機会を全ての生徒に提供し、家庭・地域との連携を図りながら、自己有用感を高められるよう努める。
- イ 異校種との交流や他高等学校との連携を適切に行い、生徒が自己の成長発達を感じ取り、自らを高められるよう努める。

(5) 学級経営評価

- ア 学級担任は、学級経営を自己評価し、常に経営の見直しを図る。

5 いじめの未然防止と早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって複数の教職員で関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒の示す変化や信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報共有に努める。

- (1) 生徒に教育相談担当職員を周知するとともに、職員常駐の相談室を整備し、いじめ等の相談をしやすい環境を整える。
- (2) 学期に1回以上、全生徒にいじめに関するアンケート調査（ネット上におけるいじめを含む。）及び教育相談を行い実態把握に努める。加害生徒が被害生徒や関係生徒に圧力をかけることがないように留意する。緊急を要する場合はこの限りではない。実施方法は別に定める。

- (3) いじめ防止や早期発見のためのアンケート調査を保護者に依頼したり、チェックリストやパンフレット等を保護者面談時に活用したりして、家庭との連携を図りながら実態把握に取り組む。アンケートの実施方法は別に定める。
- (4) 休み時間や昼休み・放課後等の生徒の様子に目を配り、生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。いじめの兆候、もしくはいじめが認められれば、「6 いじめに対する措置」に従って事実の把握に努め、しかるべき措置を講じる。
- (5) 学校ネットパトロールを利用することにより、ネット上のいじめあるいはトラブルの早期発見に努めるとともに、生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- (6) 道徳教育や人権教育、いのちを大切にすることを中心として、いじめ防止のための啓発教育を実施する。また、情報モラル教育を進め、保護者にも情報モラル及びネットトラブルについて理解を求める取組を行う。

## 6 いじめに対する措置

いじめの発見・通報、またいじめの事実を認知した場合は、「対策委員会」により、組織的に対処し、教育的配慮の下、被害生徒を守り、加害生徒を適切に指導する。また、当該保護者、外部機関との連携を密にし、多角的に問題の解決を図り、再発防止につなげる。

いじめの解決は加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものでなく、加害・被害生徒をはじめとする当該集団が、好ましい活動や関係を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるようにしなければならない。

### (1) いじめの発見・通報を受けた場合

- ア 特定の職員で抱え込まず、「対策委員会」を通して直ちに情報を共有し、速やかに組織的に対応する。
- イ 「該当学年」・「対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ウ 事情聴取は、被害生徒、周囲にいた（いる）者（冷静に状況を捉えている者）、加害生徒の順に行い、互いを同席させないで行う。
- エ 情報提供者について秘密を厳守し、加害生徒からの報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- オ 関係生徒への事情聴取は複数の職員で行い、生徒指導室等の他生徒が接触できない場所で行う。聴取内容は、録音・手書き及びパソコンにより記録する。
- カ 事情聴取にあたっては、関係生徒に過度の負担を与えないように、食事・休憩・聴取時間に配慮する。また、暴言・威圧等の不適切な聴取方法を取らないように留意する。

### (2) いじめを認知した場合の対応

- ア 報告・連絡体制は以下のとおりとする。ただし、緊急時には臨機応変に対応することとし、この限りではない。

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長 →

学校安全保健課（危機管理担当 TEL 043-223-4090）

第2報以後 児童生徒課

イ 校長は必要に応じて学校の設置者に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

ウ 教育的配慮の下、被害生徒を守るとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導し、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、被害生徒の安全を確保する見地から、所轄警察署と相談して対処する。なお、被害生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

エ 当事者間の謝罪によって収束とみなすなど、安易に解決を図らないこと。

### （3）いじめ被害生徒・保護者への支援

ア 被害生徒については、自尊感情を尊重し、プライバシーに十分留意して対応し、保護者に速やかに事実関係を伝える。

イ 被害生徒及び当該生徒保護者には、同生徒を徹底して守り通すこと、及び秘密を厳守することを伝え、不安を除去するとともに、同生徒の安全を確保する。

ウ 被害生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、必要な措置を講じ、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理・福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者など、外部の専門家の協力を得る。

エ いじめが解決したと認められる場合も、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

オ 事実確認ための聞き取りやアンケート等により判明した情報は、適切に提供する。

### （4）加害生徒への指導及び保護者への助言

ア 加害生徒から事情聴取を行い、状況に応じて、心理・福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者など、外部の専門家の協力を得て組織的にいじめをやめさせ、再発防止措置を取る。

イ 加害生徒の保護者には、速やかに事実関係を伝え、学校と同保護者が連携して適切な対応を取れるよう、同保護者の協力を求めるとともに、継続的に適切な助言を行う。

ウ 加害生徒には、いじめは人格を傷つけ、相手の生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。また、当該被害者や通報者に物理的・精神的に報復等の圧力行為をしないよう指導するとともに、定期的に加害・被害双方の生徒に面接等の調査をして圧力行為の有無の確認をし、当該行為が認められた場合には、適切に対応する。

エ 加害生徒の抱える問題にも留意していじめの背景を考慮し、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。

オ 加害生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えなうように留意しながら、特別の指導計画に基づく指導を行う他、状況に応じて、出席停止や警察との連携など、毅然とした対応を取る。

カ 以上ア～オの項目に関連して、特別指導に関する内規の点検・改正等を行い、生徒・保護者に周知する。

### （5）いじめが起きた集団への指導

ア いじめを傍観していた生徒にも、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めることはできなくても、教員等に知らせる勇気を持つように指導する。

イ いじめに同調してはやし立てる等の行動をとった生徒に対して、それらの行為はいじめに加担するものであることを理解させる。

## 7 ネット上のいじめへの対処

(1) ネット上の不適切な書き込み等については、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど、直ちに削除する措置を取る。その際、必要に応じて、法務局または地方法務局の協力を求める。

(2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、連携を図りながら指導・助言を求める。

## 8 重大事態への対処

(1) 6の(2)により、重大事態と判断されるいじめが認められた場合は、「対策委員会」を招集し、同委員会を中心にアンケート、当該生徒、関係生徒等への事情聴取等の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査を行う。

重大事態とは、以下に掲げる場合をいう。

ア いじめにより、本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

イ いじめにより、本校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。相当の期間とは、年間30日を目安とする。また、一定の期間(1週間程度)連続して欠席している場合も含む。

(2) 前項(1)による調査を行ったときは、6の(2)～(4)に従って、係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供する。

(3) 前項(1)による調査を行って、事実関係が明らかになったときは、6の(2)～(4)に従って、状況に応じて警察等関係機関にためらわず通報するなど適切に処置をする。

## 9 公表・点検・評価

(1) ホームページ等において、本方針を公表する。また、いじめに関しての調査・分析、これに基づいた対応等も同様に公表する。

(2) 毎年実施される生徒学校評価・保護者学校評価・職員学校評価等において、いじめ防止対策の実施状況について評価する。

(3) 「いじめ防止基本方針」は、本校を取り巻く状況、校内状況に応じ、また、アンケート等の調査結果及び前項イの学校評価等の評価に基づいて適切に見直し・修正を行い、当該箇所についてホームページ等で公表する。

## 10 その他

(1) 校内研修の充実

職員は、共通認識を図るため、年1回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。研修計画等は、年間計画に位置づけ「対策委員会」が立案する。

(2) 地域・家庭との連携

「いじめ防止基本方針」等について、ホームページ等により公表し、地域や保護者の理解を得ていじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭との緊密な連携・協力を図る。また、学校運営協議会の協力を得て、地域と連携した対策を推進する。

(3) 次の学校以外の電話相談機関を生徒・保護者に周知する。

・千葉県教育庁教育振興部児童生徒課	043-223-4054
・千葉県こどもと親のサポートセンター	0120-415-446
・24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310
・君津児童相談所	0439-55-3100
・子どもの人権110番	0120-007-110
・ヤング・テレホン	0120-783-497
・千葉いのちの電話	043-227-3900
・チャイルドライン千葉	0120-99-7777